

平成29年度 第3回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

平成30年1月31日(水) 午後6時00分～午後8時00分

2 開催場所

浦安市役所 4階 会議室S4

3 出席者

(委員)

川 義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、金子雅文委員、國井輝義委員

(教育委員会職員)

細田玲子教育長、小澤力雄教育総務部長、橋野まり子教育総務部次長

手塚和真教育総務部次長、野崎雄大教育総務課長、鈴木孝一学務課長、大友隆司指導課長

柴田秀雄保健体育安全課長、佐藤克文教育研究センター所長

(事務局)

村上陽子指導課長補佐、小倉隆志副主査、山崎由美副主査、岡崎朋哉主任主事

4 傍聴者

0名

5 議題

(1) 第2回いじめ対策調査委員会議事録案について

(2) 浦安市いじめ防止基本方針の改定について

(3) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」の方法等について

(4) 事例協議

6 議事の概要

(1) 第2回いじめ対策調査委員会議事録案について

第2回いじめ対策調査委員会議事録案について、事務局から説明した。

(2) 浦安市いじめ防止基本方針の改定について

浦安市いじめ防止基本方針の改定について、事務局から説明した。

(3) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」の方法等について

浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」の方法等について、事務局から説明した。

(4) 事例協議

本市におけるいじめに係る事例について、事務局から説明した。

7 会議経過

議題(1) 第2回いじめ対策調査委員会議事録について、事務局から説明し、承認された。

議題(2) 浦安市いじめ防止基本方針の改定について、事務局から説明した。

その際に表明された主な意見は次のとおり。

- ・重大事態に該当するようないじめを原因とする精神性の疾患については、いじめの行為から、数か月経過後に発症することも考えられる。その場合は、いじめの行為の有無について遡って調査することがあると認識している。
- ・いじめの解消の判断について、目安として3か月と示された。3か月というと、およそ一学期間に相当する。児童生徒の様子について、指導後も注意深く見守っていく必要性を示したものと認識している。

議題(3) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」の方法等について、事務局から説明した。

その際に表明された主な意見は次のとおり。

- ・評価方法について、見直しが必要ではないか。数値による評価とするならば、根拠となる指標が必要となる。
- ・すべての項目についての達成度を数値化しなくてもよいのではないか。評価する項目について絞り込みがあってもよいのではないか。
- ・当該年度に、市が重点的に取り組んだ事項を評価対象としてはどうか。

議題(4) 本市におけるいじめに係る事例について、事務局から説明し、協議を行った。

(非公開)

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 岡崎

電話 047-351-1111 (内線) 19216